

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン改正案」に関する意見募集について

令和４年３月１５日
法務省大臣官房司法法制部

令和３年１１月１９日（金）から同年１２月２０日（月）まで、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン改正案」に関する意見募集を行ったところ、６件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

御協力ありがとうございました。

第 1 意見募集期間

令和 3 年 1 1 月 1 9 日（金）～同年 1 2 月 2 0 日（月）

第 2 意見数

6 件 [意見提出者数 6（5 団体、1 個人）]

第 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
個人情報の保護等のセキュリティ面の懸念が払拭できない。また、当事者の同一性確認は難しいのではないかと。	ODRにおけるセキュリティ対策については、使用するシステム等によって講ずるべき措置が異なり、また、当事者の同一性確認（本人確認）についても、適切に実施される必要がありますが、特定の確立された方法等がない状況であることから、それぞれ具体的な措置内容等は各事業者の判断に委ねられるべきものと考えられます。 運用に当たっては、認証申請の審査等を通じて、適切な措置が講じられているか等の点を確認するとともに、事業者からの相談等にも応じていくこととしています。
ODRの技術・システム導入や維持には費用が掛かる。国の主導で統一的なプラットフォームを作成すべきではないかと。	今後の参考とさせていただきます。
中高年の方を対象とするODRの導入は難しいのではないかと。	今後の参考とさせていただきます。
ADR機関間におけるネットワーク作りが必要ではないかと。	今後の参考とさせていただきます。